

平成27年度

安全保障輸出管理調査報告書

制度・手続編

平成28年3月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC

はじめに

安全保障に係る世界情勢は、今年度に入っても緊迫の度合いは変わっていない。中東でのIS等のテロ活動は中東に留まらず欧州にも広がっており、不安定な世界情勢となっている。

一方イランの国連安保理制裁は解除されたものの、米国をはじめ制裁解除の動きも鈍く、今まで同様に慎重な管理が必要となっている。

北朝鮮に関しては権力構造の急変や、核実験、ミサイル発射など暴走が続き、国連安保理にて制裁決議が決定されたところである。更に中国の外洋進出の動きなど、東アジア情勢もこれまでに増して緊張状態が続いている。

これら不安定な世界情勢に対応するために当局からは慎重な対応が求められており、産業界もこれに対応しているところであるが、一方、武器の輸出に関し、明確化・透明性の確保を図るため、防衛装備移転三原則が策定され、実務的な検討が実施されているところである。

これらの状況を踏まえ、我々産業界でも懸念国やテロリストの武器調達活動に対し、巻き込まれないことをこれまで以上に注意しなければならない。一方、輸出管理の実効性は維持しつつも、輸出者に対し負担のより少ない制度としなければならないので、メリハリをつけたものとなることが期待される。このため今年度においては規制の合理化や、輸出者の負担軽減などを検討してきており、また諸外国とも同じ土俵で戦えるよう、Level Playing Fieldsの観点から、委員会活動を強化してきたところである。

また、産業界からの強い要望があった規制番号の国際化についても、一定の前進をみたところである。更に、特定包括許可に関する改善検討や誓約書に対する簡略化の検討など昨年度の成果を踏まえ更に検討を重ねてきた。

なお、本年度は従来の欧米等の訪問調査に加え、初めてのアジア訪問調査が実施され、多大な成果を挙げた。グローバルな企業活動に資するものと考えている。

国際的な輸出管理の必要性はますます高まってはいるが、他方で企業活動の円滑な国際展開に向けた環境整備も一層重要になってきている。政府と輸出者が適切な役割分担の下でより一層協力しつつ合理的な輸出管理を遂行していく必要がある。企業は自らの輸出管理の質を向上させるとともに、CISTECの場を通し、制度、手続、運用等について調査、検討を行い政府に対し適切な提言を行う必要がある、今後もこうした活動に積極的に取り組むことが重要ではないかと考えている。

本報告書は1年間にわたるこれらの活動内容をまとめたものであり、各企業の輸出管理の参考となれば幸いである。今後も輸出管理を取り巻く国内外の環境の変化を踏まえ、我が国産業界のニーズを反映した部会活動を積極的に推進していく所存である。

最後に部会活動にご尽力頂いた総合部会及び専門委員会、分科会の委員並びに我々の活動にご指導とご協力を頂いた経済産業省の皆様に対して厚く御礼申し上げます。

平成28年 3月 10日
安全保障輸出管理委員会
総合部会 部会長 大久保 安

1. 総合部会の活動方針

総合部会の今年度活動方針および主要課題は、平成27年6月4日に開催された第1回会合において、以下のように合意された。

1. 基本方針

安全保障輸出管理をめぐる状況は、世界情勢を反映していまだ懸念される状況が続いている。我が国周辺での海域の問題など、緊迫した情勢が続いている。また、北朝鮮の国内情勢やロシア制裁の行方などに関しても目が離せない。更に中東でのISILのテロ活動は我が国にも大きな影響を与えており、これに伴い、イラク、シリアも緊迫の度合いが増している。

一方、国内に目を転じると昨年度「防衛装備移転三原則」が策定され、この適用案件が公表されている。

これらを受け、輸出管理の観点からは従来にも増して注意を怠ってはいけないところである。

われわれ産業界としても、違反を起こさない事はもちろんの事、わが国の安全保障の一翼を担うべく、政府との役割分担を認識しつつ、安全保障輸出管理遂行の責任をあらためて認識しているところであるが、欧米、アジア各国と同じ土俵で戦える仕組みの構築に向け、引き続き努力してゆきたい。

ますますグローバル化が進む企業活動を踏まえ、簡素で効率的な、国際的にハーモナイズされた法制度を目指してゆく。この方針に則り、昨年度の当部会の成果等に基づき、以下の主要課題に積極的に取り組む。

2. 主要課題

(1) 我が国の輸出管理のあり方の検討および提言

輸出管理のあり方を見直し、産業界が的確かつ効率的に対応できる制度等の構築に向けての調査、検討及び提言

- 1) より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言等
- 2) 輸出規制品目番号の国際化実現の活動推進
- 3) 各種制度見直しに関する検討及び経済産業省に対する窓口としての活動

(2) 適正な自主管理のあり方の検討と適切な行政サービスの要望

適正な自主管理のあり方を検討すると共に、行政の適切なサービスを要望する。また、各国の輸出管理の解釈と運用の継続調査と必要な対応を提案する。

- 1) 適正な自主管理のあり方や現状の問題点について活発な議論を行い、合理的かつ適正な管理について実務に基づく提言を行う。そして、企業に過度な負担が掛からない、自主管理の考え方や運用の共有化を図る。

- 2) 海外拠点のための海外拠点ガイダンスについて、活動開始が遅れている米国 SWG を立ち上げ、活動を推進する。
- (3) 企業の自主管理に真に役立つ安全保障貿易情報及びそのあり方の検討と提言
 - 1) CISTEC や政府機関のサービス等にかかわる検討・提言
 - 2) 総合データベース等にかかわる改善
 - 3) DPL・チェイサー情報にかかわる改善
- (4) 輸出管理制度、手続の合理化、簡素化のための調査、検討、要望
 - 1) 経済産業省への提言
 - ・ 期初アンケートの意見について検討を行い、必要に応じ提言を行う。
 - 2) 法令等の合理化の検討・要望
 - ・ 技術の定義等の明確化
 - ・ 「装置一体型プログラムに係る貿易外省令第9条第2項第十四号ハ等の改正要望」の継続検討
 - 3) 経済産業省へ提出済み要望書のフォロー
 - ・ 「包括許可制度の見直しに関する要望」（平成27年2月）
 - ・ 「誓約書制度見直しに関する要望等」（平成27年3月）
 - 4) アンケート結果に基づく検討項目
 - 5) ガイダンス・マニュアルの検討
 - ① 許可申請に係るQ&Aマニュアルの改訂、整備
 - ② 「役務取引ガイダンス」の改訂、整備
 - ③ その他のガイダンス、マニュアルの改訂検討
- (5) 国際交流の推進、および海外法制度の調査・分析
 - 1) 米・欧・アジア主要国の輸出管理当局、産業団体、企業、研究機関等との交流（今年度は米国を訪問を計画）
 - ① 米国
 - ・ USML から CCL への品目移行により複雑化した EAR について、米国産業界と連携しながら、所管部門（商務省）とEAR改善について意見交換を実施
 - ・ 経済制裁について、所管部門（国務省/財務省）との交流による情報収集と米国産業界と対応状況に関して情報交換を実施
 - ② 欧州（EU）
 - ・ Impact Assessment の段階にある輸出管理制度改革の継続的な状況把握
 - ③ アジア
 - ・ 訪日した各国の輸出管理関係者との交流
 - ・ 訪問団の派遣による調査、交流活動の展開も選択肢の一つとして検討
 - 2) 海外法制度調査・分析

- ・ 米国及び欧州・アジア主要各国の輸出管理法制度及び運用実態に関する調査・分析を定期的且つ継続的に実施
- ・ その成果を「輸出管理ガイダンス」として発行し、我が国産業界に提供

2. 総合部会の活動成果

以下は、平成 27 年度の輸出管理のあり方専門委員会、制度専門委員会、国際関係専門委員会の活動成果を総括したものである。

2.1 制度検討・提言及びその成果

本年度も各専門委員会において、我が国の規制・手続に関してそれぞれの立場から、各種の合理化・簡素化提言活動を行った。以下に概略を示す。

1) 我が国の輸出管理のあり方の検討および提言 (輸出管理のあり方専門委員会)

(1) より明確で適切な輸出管理を行うための調査・検討

我が国の輸出管理のあり方について検討してきており、その結果に基づく安全保障輸出管理に係る法制度・運用の見直しに関する包括的要望を数年間に掛け経済産業省に要望してきた。今年度は“中長期的課題として検討していく“旨の経済産業省からの回答を受けたものの、国政の動き、更には次年度に向けた安全保障貿易管理のための機構強化の動きから、経済産業省との具体的な協議を進めるには至らなかった。斯様な中であっても、以下の要望事項について、経済産業省には具体的な対応を取って頂いた。

- ① 公布から施行までの十分な期間の確保
- ② 違反行為の自主的申告に対する取り扱いの明確化

(2) 輸出規制品区分番号の国際化の検討

昨年度までの活動結果を受け、読替表(素案)のアップデート作業を行った。経済産業省では真摯に検討いただき、方針については一定の前進をみることができた。今後とも経済産業省と密に討議を進めていくとともに、日本貿易会、日本機械輸出組合との連携をとって進めていく。

2) 企業の自主管理に関する検討 (輸出管理のあり方専門委員会)

(1) 合理的な自主管理を目指し、以下の活動を行った。

① EAR 域外適用への過剰対応回避のための合理的な自主管理方法の検討

自主管理 WG での検討結果を踏まえた、合理的・効率的な管理方法の考え方及び例を示す参考総括資料を作成して、提示した。(あくまで参考であり、ガイドラインではない。)

- ② 海外子会社指導の事例及び合理的手法の検討
- ③ 監査標準化

輸出管理監査チェックシート（標準版）の簡易版である「輸出管理調査票」の作成、及び解説版の作成を行った。

④ グループ企業向けモデル CP 作成及びそのメリット明確化

グループで共通の CP を保有することで合理化が可能であるため、経済産業省 安全保障貿易検査官室とも協議し、統括会社がグループ企業個社を取りまとめて提出することを可能とし、CP 受理の迅速化を図った。

(2) 米国拠点輸出管理ガイダンス・ドラフトの作成・検討

ドラフト作成にあたっては、EAR所管官庁である米国商務省BISのHP上に掲載のコンプライアンス・ガイドラインを参照し、依拠するようにした。現在、ドラフトの詳細レビューを実施しているところであり、平成28年度に米国拠点ガイダンスを完成・発行の予定。

3) 安全保障貿易情報サービスの検討 (輸出管理のあり方専門委員会)

DPL・チェーサー情報の改善、総合データベース等にかかわる改善等、CISTECが行っている安全保障貿易情報提供サービス全般について、討議・検討を行った。

① 該非判定、取引審査等自主管理に必要な情報とそのあり方の検討

「教育」をテーマに具体的な課題について意見交換を実施した。あわせて、自主管理に役に立つと思われる HP を輸出管理業務の要素と取得先のマトリクスに整理したリンク集の作成も実施した。

② CISTEC や政府機関のサービス等の確認・評価と改善策の提言

CISTEC の教育等について、受講者がより有効に活用できるように要望事項を取りまとめた。

③ 「DPL」及び「Entity List」の検索結果詳細画面の充実等

CHASER 検索システムにおける、「Denied Persons List(DPL)」および「Entity List」の検索結果詳細の拡充、DPL 等顧客情報の更新情報の提供方法変更について事務局より説明があり、問題ないことを確認した。

④ CISTEC 顧客情報における新規情報ソース追加

CISTEC 顧客情報の新たな情報ソースのデータ (K レポート) について検討を行い、事前の注意喚起を経て、11 月より運用が始まった。

4) わが国の輸出管理制度、手続の合理化、明確化、簡素化のための検討、要望

(制度専門委員会)

(1) 合理化・簡素化に向けての制度検討及び要望

① ファームウェアの貨物機能見做し判定に関する要望

装置一体型プログラム（いわゆるファームウェア）を搭載した装置については、ファームウェアの機能を装置の実現する機能として輸出令で判定し、外為令の判定を不要とする規制緩和要望の実現に向け、一昨年度から開始した活動

を継続した。

今年度の活動においては、昨年度、経済産業省からの指摘であった分かり難いという問題点を解消するため、従来案であった貿易外省令の改正を軸として役務通達及び使用技術告示の改正を伴う要望を、役務通達のみ改正要望に整理し直すとともに、「装置一体型プログラム」という用語を「ファームウェア」（本年度の政省令改正において使用された用語）に変更し、改正要望書として経済産業省に提出した。

② 包括許可制度の見直し要望のフォロー

昨年度、経済産業省に提出した包括許可制度見直しに関する要望書については、CISTEC が経済産業省との面談によって確認した結果、いずれの要望も実現が難しいとの回答を受け、改めて過去3年間の要望内容と経済産業省回答を整理し、現時点での必要性の再確認及び今後の課題等を含めた方向性を検討した。

その結果、要望主旨をキーとして整理した9種類の要望のうち、①特定子会社包括許可の電子申請化、②特定包括許可における継続的取引要件の明確化の2点については、今後もCISTEC から未解決要望事項として継続的にフォローしていくこととし、包括許可制度の見直しに関する活動を一旦終了することとした。

③ 誓約書制度の見直し要望のフォロー

昨年度に提出した誓約書制度の運用に係る要望書（6つの要望）について、経済産業省からの書面による要望意図の明確化に係る問合せを受けたため、回答書を提出。

その後、CISTEC が経済産業省との面談によって得た感触に基づき、今後の課題及び活動について検討を行った。

なお、6つの要望事項のうち、一步前進した要望事項は次の通り。

- (a)最終用途誓約書の署名者に係る欧米並みの緩和については、平成27年9月7日付けで経済産業省のHPのQ&Aに取締役会メンバーも署名者として認めることが公表された。
- (b)最終用途誓約書及び注意事項の中国語版（参考用）の作成については、経済産業省ではなくCISTEC で準備することとなったため、作成完了次第、CISTEC のHPに掲載予定。
- (c)炭素繊維の追加的誓約書については、炭素繊維を用いて製造されたプリプレグ及びプリフォームが該当の場合のみ事前同意の対象であることが平成27年4月頃に様式に追加されたが、予め判明しているプリプレグ及びプリフォームの販売先を事前同意対象から除く旨の明示的な改訂は行われておらず、窓口指導の内容は反映されていない。

CISTEC で対応することとなった要望事項を除き、残りの要望事項については、未解決要望事項として CISTEC から継続的にフォローしていくこととした。

④ 役務に関する法令解釈の共有及び技術取引管理の運用事例の紹介

期初に行ったアンケートにおいて要望が多かった、役務に関する法令解釈の共有と各社での技術提供管理の運用事例を通じた意見交換の活動を実施した。

法令解釈として、①非該当プログラムに公知のプログラムを組み込んだ場合の該非判定、②貿易外省令第9条第2項第十四号ニ（修正プログラム特例）が適用できる場合の条件（「許可を受けた範囲を超えない機能修正」）、③ソースコードの該非判定の3点について意見交換と認識の共有を図った。また、企業の技術提供管理全般の運用事例について、合計7名の委員から詳細な事例を紹介いただき、質疑応答と意見交換を行った。取扱い品目や取引形態等の違いはあるものの、今後の各社の技術提供における自主管理の参考に資する活動となった。

2.2 輸出管理の的確化・効率化のためのその他の活動

1) 以下のマニュアル、ガイダンスの検討を行った。

(制度専門委員会)

① 実務者のためのわかりやすい安全保障貿易管理 Q&A 及びガイダンス

今年度の政省令改正の反映並びに防衛装備移転三原則、クラウドコンピューティングサービス等に関するQ&Aを追加するとともに、記載内容の見直し・修正を行い、改訂版を作成した。(平成28年3月発刊)

② 許可申請手続きQ&Aマニュアル

昨年度に新たに発刊したばかりであり、改訂版の作成ではなく、Q&A マニュアルの利便性向上のため、掲載した Q&A (計 248) の索引を求める意見が多く出されたため、索引を作成し、CISTEC の HP (出版物訂正案内コーナー) に掲載した。(平成 28 年 1 月 12 日掲載)

③ 役務取引ガイダンス

本年度の政省令等の改正内容の反映と、記載内容の充実及び見直しにより、更にわかりやすいガイダンスにすることを目的に改訂版を作成し、経済産業省に査読を依頼。査読完了後、発刊予定。

なお、政省令等の改正に係る反映以外の主な改訂点は次の通り。

(a) オフショア開発における効率的な技術提供管理の実例と留意点の追加

- (b)プログラム自体の提供とネットワーク経由で提供するプログラムの利用サービスにおける該非判定対象の差異
- (c)公知の技術提供等に関する Q&A の追加充実
- (d)本文と関連 Q&A の関係の明確化及びイベントをキーとした Q&A 索引の追加
- (e)図示等の拡充、平成 21 年の改正外為法以降の法令改正の経歴の追加

2) その他 (税関説明会)

(制度専門委員会)

今年度も CISTEC 主催の賛助会員向け無料セミナーとして、税関説明会が開催されることとなったため、制度・手続分科会として、①東京税関とテーマの調整（今年度は「輸出通関の実務」と「輸出通関の現状と最近の事故事例等」）、②制度・手続分科会の委員から税関業務に関する確認、質問事項の事前収集と税関への提出、③当日の質疑応答コーナーの司会担当等、税関説明会の開催と進行に協力を行った。（平成27年12月1日開催。360名参加）

2.3 国際交流

(国際関係専門委員会)

1) 米国訪問調査

本年度は、12名の米国調査団を結成し、2015年11月に渡米した。今回の訪問で、国際交流分科会からの米国調査団は6回目を数え、政府関係当局及び企業との関係も深まり、当調査団を丁寧且つ円滑に受け入れて頂けた。日本の産業界も注目するイラン経済制裁解除の行方や米国輸出管理制度について時宜を得た情報収集と意見交換を行うことができた。

訪問内容については、帰国を待たずして2015年11月12日にイラン制裁解除に関する最新情報を速報として CISTEC HP の賛助会員コーナーに掲載し、帰国約1か月後の2015年12月21日に開催した報告会で成果の全容を紹介した。その後、実際には Implementation Day(履行の日)が2016年1月17日(現地時間16日)に到来したことから、会員企業にはタイムリー且つ有益な情報提供を行うことができたものと考えられる。尚、委細にわたる内容は2016年1月発行の CISTEC Journal 所載の報告書として詳述した。

2) アジア訪問調査

本年度は、CISTEC 初のアジア調査団として13名のメンバーでタイ、シンガポール、マレーシア、香港を訪問した。経済産業省殿からのご紹介もあり、全ての訪問先

で部門の多くのトップクラスの方たちに出席・対応いただき手厚いもてなしを受けることができた。訪問先の輸出管理制度の動向や課題については、活発な質疑応答により多くの情報を得ることができ、加えて、参加企業の現地法人からも多くの輸出管理担当の方が出席したことで、地元企業の視点からの議論も行うことができた。また、CISTECのような、政府当局と産業界とのコミュニケーションチャネルとして機能する組織は存在しないためか、CISTEC そのものに対する関心の高さを窺い知ると共に、規制番号の国際化を含む日本の動向が注目を集めていることも強く感じる場面もあった。尚、訪問内容は、2016年3月1日に開催した報告会にて発表済みであり、また、2016年3月発行のCISTEC Journal 上で詳細に報告する。

2.4 調査・研究活動の成果等 (国際関係専門委員会)

1) 各国法制度の調査

今年度も米国、欧州、及びアジアの3地域に分けて主要各国における法制度の動向を調査した。各委員の努力が実り、各国毎の調査結果を「輸出管理ガイドンス」として発行する。「輸出管理ガイドンス」の発行そのものが海外法制度分科会における最大の成果であるが、ここでは各地域に関する特記事項を記載のうえ、その補足とする。

① 米国

米国については、国際レジームの合意事項のEARへの反映以外にも、米国輸出管理制度改革の動向や複雑多岐に渡る対イラン制裁解除及びキューバのテロ支援国家指定解除による対キューバ制裁緩和等の動きを含む内容を分析の上、その詳細を「輸出管理ガイドンス」として取りまとめた。

② 欧州

欧州グループは、委員のニーズも踏まえ、調査対象をEUおよび主要5ヶ国とした。

2011年度から継続されているEU輸出管理制度改革の最新の動向や昨年12月に実施されたEU共通の規制リスト(Annex I)改正の状況等を調査した。他の国についても最新動向を調査し、「輸出管理ガイドンス」に反映した。

調査対象国・地域の「輸出管理ガイドンス」作成に当たっては、昨年度作成した統一用語集、標準目次構成等を用い、統一性の確保を継続し、読み手の利便性向上を図る改訂を行った。

③ アジア

アジアグループは昨年度と同様に中国、韓国、シンガポール、マレーシアを含む14ヶ国・地域の調査を継続し、「輸出管理ガイドンス」を発行する。今年度はフィリピンで「戦略物資貿易管理法」が成立し、タイでは「デュアルユース輸出規制」

が告示されるという大きな動きがあった。国際交流分科会アジアミッションからの情報も一部参考にし、2016年1月時点の最新情報を反映した「輸出管理ガイダンス」の改訂版を取りまとめた。

3. 総合部会の今後の課題

1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言

- ① より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言等
- ② 輸出規制品区分番号の国際化実現の活動推進
貨物の読替表のアップデートを完成させ、経済産業省とも意見交換の上、CISTEC HP への掲載を早期に実現する。また、経済産業省、他団体との連携を深め、同省が検討を進めていく「問題をより本質的に解決するための方策」の具体化に向けて、鋭意取り組んでいく。
- ③ 各種制度見直しに関する検討及び経済産業省に対する窓口としての活動
(以上①～③ 輸出管理のあり方専門委員会)
- ④ 経済産業省への提言、要望及びそのフォロー
- ⑤ 委員間での情報共有及び課題・問題の掘り起こしと明確化
- ⑥ ガイダンス、マニュアル等の法令改正への対応及び記載内容の充実
- ⑦ 税関説明会等、CISTEC主催事業への開催協力
(以上④～⑦ 制度専門委員会)

2) 企業の輸出管理の適正化・効率化のための調査、検討並びに支援

(輸出管理のあり方専門委員会)

- ① 適正な自主管理のあり方や現状の問題点について活発な議論を行い、合理的かつ適正な管理について実務に基づく提言を行う。そして、企業に過度な負担が掛からない、自主管理の考え方や運用の共有化を図る。
- ② 制度見直しに関する経済産業省の動きに対応し、自主管理に関する経済産業省の方針や考え方について明確化を図り、適正な自主管理のあり方を踏まえ、ワーキング活動を通じた積極的な意見の反映を実施していく。
- ③ 海外拠点に対する国別ガイダンスについては、米国サブWG活動を継続し、平成28年度中に、米国拠点ガイダンスを完成させ、発行する。また、同サブWGにおいて、米国拠点用モデルICP(英文版)も検討、作成する。新たな国について継続するかは、分科会で議論の上で決定する。

3) 海外法制度・運用の調査、比較分析、および国際交流の推進

(国際関係専門委員会)

- ① 海外主要輸出関連機関との交流の継続・促進
- ② 米欧及びアジアの産業団体、企業との交流・意見交換の継続、協力関係の深化

- ③ 米欧及びアジア主要国の輸出管理法制度の動向調査及び運用実態の調査継続
- ④ 輸出管理制度の国際ハーモナイゼーションの調査・分析及びそれへの貢献
- ⑤ CISTEC 他委員会・分科会活動との連携の強化と効率化

4) 安全保障貿易情報提供サービス全般の検討

該非判定、取引審査等自主管理に必要な情報とそのあり方の検討につき、今年度は「教育」の要素で検討したが、今後、他の要素についても検討を拡大していく。

(輸出管理のあり方専門委員会)



平成 27 年度 第 2 回総合部会 会合